

[事案 30-135] 転換契約無効請求

・平成 31 年 1 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から事実と異なる説明があったこと等を理由として、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 6 月に医療保険から転換した終身保険について、以下の理由により契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、転換契約の保険料等については 5 年間支払えばよいと言われたが、実際はその後に転換価格が充当されない高額な保険料を支払っていかなければならないなど、事実と異なる説明があったが、募集人に説明された内容の保険契約であると誤信して契約した。
- (2)保険会社の高齢者ルールでは、契約時に配偶者等の同席が求められているが、本契約時には同席していない。

<保険会社の主張>

- (1)募集人は、申立人に設計書および転換比較表を交付して、保険料および転換前契約の積立金取崩しに関する説明を行った。
- (2)募集人から、契約手続きの際に申立人の配偶者が同席していたと書面で報告を受けている。
- (3)申立人は、本契約以前に積立金からの取崩しと保険料への充当を行っており、この仕組みを理解している。
- (4)本契約は、終身にわたる死亡時受取金の確保と入院給付日額の充実という申立人のニーズに合致している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。